

許可基準

(注) 今回の改正で新たに許可基準に加えるもの

資料3

【附帯決議】 二、1(抄) 全ての労働者派遣事業を許可制とするに当たっては、派遣業界全体の健全化、派遣労働者の実効性ある保護につながるような許可基準に見直すこと。

② 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること

○ 派遣労働者のキャリア形成支援制度を有すること

【建議】 Ⅱ 7 派遣労働者のキャリアアップ措置について
【附帯決議】 六、キャリアアップ措置について

○ 教育訓練等の情報を管理した資料を労働契約終了後3年間は保存していること

【附帯決議】 八、その他

【国会審議における政府答弁】 9月1日参議院厚生労働委員会 塩崎厚生労働大臣

○ 無期雇用派遣労働者について、労働者派遣契約の期間の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。また、有期雇用派遣労働者について、労働者派遣契約終了時に労働契約が継続しているときは、当該労働者派遣契約の期間の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないこと。

【附帯決議】 三、期間制限について

【国会審議における政府答弁】 8月27日参議院厚生労働委員会 塩崎厚生労働大臣

○ 雇用契約期間内に派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う旨の規定があること

○ 派遣労働者に対して、労働安全衛生法第59条に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備していること

【附帯決議】 八、その他

○ 雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行ったことを労働局から指導され、それを是正していないもの

【附帯決議】 四、雇用安定措置について

④ 事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること

○ 小規模派遣元事業主については資産要件を軽減(暫定的な配慮措置)

【建議】 Ⅱ 2 特定労働者派遣事業について

【附帯決議】 二、労働者派遣事業について

- ・ 常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主(基準資産額:1,000万円、現預金額:800万円)(当分の間)
- ・ 常時雇用している派遣労働者が5人以下である中小企業事業主(基準資産額:500万円、現預金額:400万円)(施行後3年間)

許可条件

(注) 今回の改正で新たに許可条件に加えるもの

○ 派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇しないこと

【附帯決議】 三、期間制限について

【国会審議における政府答弁】 8月27日参議院厚生労働委員会 塩崎厚生労働大臣